

もしもひとり親家庭になったら

母子・父子家庭医療費助成

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進をはかるため、18歳（18歳に達する日の属する年度の末日）までの子どもとその子どもを養育されている方の医療費の自己負担額を助成するものです。（所得制限あり）

◆対象者

蔵王町に住所を有し、下記に該当する方。

①「母子家庭の母子」 ②「父子家庭の父子」 ③「父母のいない児童」

◆助成内容

入院・通院の保険診療にかかる自己負担額

（他医療費助成・高額療養費・附加給付・食事代などは除く）

※ただし、県外で受診した場合は、申請方法が異なりますのでお問い合わせください。

区 分	対 象
入 院	医療機関など1件(毎月)につき2,000円を超えた額
外 来	医療機関など1件(毎月)につき1,000円を超えた額

◆手続きに必要なもの

父母及び児童の個人番号カード、健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、預金通帳、来庁されるかたの身分証明書

※0歳から18歳までのお子さんは「子ども医療費助成」が優先になります。

児童扶養手当

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

この手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◆支給対象者

国内に居住されている、次のいずれかに該当する児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までにある児童、20歳未満で政令で定める程度の障がいのある児童）を監護している母または児童を監護しかつ生計を同じくしている父等

◆対象となる児童

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母がDV防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童
- 父・母ともに不明である児童（孤児など）

◆手当額（令和7年4月現在）※所得金額によって異なります。

区 分	令和7年4月1日から	
子ども1人の場合	全 部 支 給	46,690円
	一 部 支 給	46,680円～11,010円
子ども2人目の加算額	全 部 支 給	11,030円
	一 部 支 給	11,020円～5,520円

※手当額は、前年（1～9月に申請する場合は前々年）の所得額によって決まります。申請者または同居の扶養義務者などの所得が一定額以上である場合は、手当額の一部または全部が支給されません。

◆支給時期

原則として、奇数月の11日に2か月分ずつ（振込月の前月と前々月分の手当）支給されます。

◆手続きに必要なもの

申請者と対象児童の戸籍謄本、申請者名義の通帳の写し、申請者と対象児童の健康保険証、個人番号カード（申請者、配偶者、児童、扶養義務者のもの）、年金手帳など



あったか支援金

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

この支援金は、12歳から18歳の児童を養育するひとり親世帯等の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

◆支給対象者

町に1年以上居住し、次のいずれかに該当する12歳から18歳の児童を養育している方

【対象となる児童】

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父もしくは母が死亡した児童
- 父もしくは母の生死が1年以上明らかでない児童
- 父もしくは母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父もしくは母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 母が婚姻によらないで出生した児童

◆支援金額

1世帯 50,000円（年）

◆支給時期

5月末

◆申請

4月号の「広報ざおう」や「ホームページ」でご案内します。児童扶養手当及び母子・父子家庭医療費の助成を受けている方には、4月中旬にご案内します。

◆支給制限

所得制限があります。（児童扶養手当の所得制限に準じます。）町税等の滞納がある場合、行政サービス制限の対象となります。



母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

問い合わせ先 仙南保健福祉事務所 TEL 0224-53-3132

宮城県では、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子または低利で資金の貸し付けを行っています。

◆対象者

- 配偶者のいない者で20歳未満の児童を扶養している方（母子家庭の母、父子家庭の父）
- 寡婦（かつて母子家庭の母だった方）
- 父母のいない児童
- 配偶者のいない者が扶養する児童
- 40歳以上の配偶者のいない女性で児童を扶養していない方
- 母子・父子福祉団体

◆種 類

修学資金、就学支度資金、就職支度資金、生活資金など

◆相談先

宮城県仙南保健福祉事務所

◆住 所

柴田郡大河原町字南129-1

※貸付の種類や条件など、詳しくは仙南保健福祉事務所へお問い合わせください。

